

男鹿市告示第 9 2 号

男鹿市会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等へ委任させた告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 6 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等へ委任させた告示の一部を改正する告示
男鹿市会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等へ委任させた告示（令和 2 年男鹿市告示第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表					別表				
出納員を置く課等	会計管理者から委任される事務	出納員となる職員	分任出納員となる職員	現金取扱員となる職員	出納員を置く課等	会計管理者から委任される事務	出納員となる職員	分任出納員となる職員	現金取扱員となる職員
(略)					(略)				
文化スポーツ課	1 ふるさと資料館観覧料の収納事務 2 有料公園施設の使用料の収納事務	文化スポーツ課長	文化スポーツ課に属する職員（会計年度任用職員を除	文化スポーツ課に属する会計年度任用職員	文化スポーツ課	1 ふるさと資料館観覧料の収納事務 2 有料公園施設の使用料の収納事務	文化スポーツ課長	文化スポーツ課に属する職員（会計年度任用職員を除	文化スポーツ課に属する会計年度任用職員

改正後					改正前				
	3 電話料金の 収納事務		く)			3 電話料金の 収納事務		く)	
	4 <u>史跡脇本城 跡寄附金の収 納事務</u>								
(略)					(略)				
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。									

附 則
この告示は、公布の日から施行する。